

株式会社 環 介護職員初任者研修（通信）学則

（研修の目的）

第1条 介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で基礎的な知識・技術などとそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行う。

（研修の名称）

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。
介護職員初任者研修（通信）

（法人の名称・住所）

第3条 法人の名称と住所は以下のとおりとする。
株式会社 環
宮崎県都城市高城町大井手 449 番地 2
代表取締役 日高 恵子

（指定番号）

第4条 指定番号は以下のとおりとする。
指定番号 45043

（事業所の概要）

第5条 事業所の概要は以下のとおりとする。
株式会社 環
研修事業部 介護職員初任者研修係
宮崎県都城市高城町大井手 2651 番地 1

（研修カリキュラム）

第6条 研修カリキュラムは別紙1に示すとおりとする。

（講義・演習室）

第7条 講義・演習室は以下のとおりとする。
株式会社 環 研修棟
宮崎県都城市高城町穂満坊 26 番 1

（実習施設）

第8条 実習施設は以下のとおりとする。

デイサービスセンターめぐる

宮崎県都城市高城町大井手 2651 番地 1

(講義を通信の方法で行う地域)

第9条 講義を通信の方法で行う地域は、講義・演習に通学可能な地域とする。

(講師プロフィール)

第10条 講師プロフィールは別紙2のとおりとする。

(使用テキスト)

第11条 公益財団法人 介護労働安定センター 出版

「介護職員初任者研修テキスト」

(研修修了の認定方法)

第12条 次のすべてに該当する者を研修の修了者として認定し、修了証明書を発行する。

1. 受講料を完納
2. あらかじめ定めた添削課題において 100 点満点中 60 点以上を獲得
3. 担当講師による基礎的知識の理解度と生活支援技術の習得状況評価において十分な習得が認められるもの
4. 全科目を修了し、かつ全ての添削課題を合格した者に修了評価を行う。
修了評価において 100 点満点中 60 点以上を獲得
不合格だった場合、後日補講・再評価を行う
原則として、修了者と認定するに足るまで再評価を行う

(添削指導及び面接指導の方法)

第13条 あらかじめ定めた科目課題について添削指導を行う。提出方法は、講義・演習の会場に持参とする。

面接指導は、添削指導の評価判定不合格の者について行う。面接指導の日時は、講義・演習の終了後に講師の都合により設定する。

(研修欠席者等に対する補講の方法)

第14条 研修を欠席した者、15 分以上の遅刻・早退した者は理由の如何にかかわらず欠席とみなし、補講を実施する。また、やむを得ず欠席する場合は、

事前に連絡をし、後日補講を受けること。

補講を希望する者は、所定の補講申請書によるものとする。補講にかかわる受講料については、初回は無料とするが、2回目以降は1時間1,000円とし、補講申請書提出時に納入することとする。

補講を欠席した場合は受講料の返金はしない。また、補講は教室においての対面の講義・演習とする。

(受講要件)

第15条 受講対象者は、次のとおりとする。

心身ともに健康で、介護業務に従事することを希望する者及び、介護の知識・技術を学び家庭や地域活動に活用することを希望するもの。年齢、性別、学歴不問とする。

(募集方法)

第16条 ホームページ及び広告募集などによる。

(受講手続)

第17条 受講手続は次のとおりとする。

1. 当社指定の申し込み用紙に必要事項を記入し、署名のうえ申し込む。ただし、定員に達した場合は受付終了とする。
2. 申し込みにより受講者の本人確認を行うこととする。本人確認は以下のいずれかによる。
 - ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
 - ② 住民基本台帳カードの提示
 - ③ 健康保険証の提示
 - ④ 運転免許証の提示
 - ⑤ パスポートの提示
 - ⑥ 年金手帳の提示
 - ⑦ 国家資格を有する者については、免許証または登録証の提示

(受講料、実習費、補講に係る費用など受講者が負担する一切の費用およびその支払い方法)

第18条 1. 受講料

受講料 58,000円(税込)(テキスト代6,069円(税込)は別途)研修開始日までに指定の口座に納入又は、申し込み時、持参する。振込手数料は、受講者負担とする。

また、受講料は研修ごとに別途割引設定することもある。

2. 補講料

補講料は、初回は無料とする。2回目以降は、1時間 1,000円とし、補講申請書提出時に納入する。

(解約条件及び返金の有無)

第19条 1. 受講者からの解約

- ① 受講日前日までの解約は、テキスト代及び振込手数料を受講者負担とし、受講者負担分を差し引いた金額を返金する。
- ② 受講開始後の返金を行わない。

2. 事業者からの解約

- 1 クラスの応募者が極端に少ない場合、研修を中止する。
振込手数料を事業者負担とし、振込された全額を返金し解約する。

(受講中の事故への対応)

第20条 受講中の事故は（通学途中、昼休み時間は除外する）加入保険以内の補償とする。

(個人情報の取り扱い)

第21条 1. 研修事業運営上知り得た個人情報は適切に取り扱い、その機密保持については厳重に管理し、他の目的に使用しない。

2. 受講生は、研修中に知り得た個人情報を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者へ提出するものとする。

(情報の開示を行うホームページ URL)

第22条 開示を行うホームページの URL は以下のとおりである。

<http://meguru.info/>

(研修責任者の役職・氏名及び連絡先)

第23条 研修責任者の役職、氏名及び連絡先は以下のとおりとする。

研修責任者 株式会社 環 代表取締役 日高 恵子
宮崎県都城市高城町大井手 2651 番地 1
TEL 0986-53-2012

(研修担当者の役職・氏名及び連絡先)

第24条 研修担当者の役職、氏名及び連絡先は以下のとおりとする。

研修担当者 株式会社 環 取締役専務 日高 純朗
宮崎県都城市高城町大井手 2651 番地 1

デイサービスセンター めぐる内
TEL 0986-53-2012

(法人の苦情対応者の氏名及び連絡先)

第25条 法人の苦情対応者の氏名及び連絡先は以下のとおりとする。

法人の苦情対応者 株式会社 環 肥田木 和代
宮崎県都城市高城町大井手 2651 番地 1
TEL 0986-53-2102

(事業所の苦情対応者の氏名及び連絡先)

第26条 事業所の苦情対応者の氏名及び連絡先は以下のとおりとする。

事業所の苦情対応者 株式会社 環 肥田木 和代
宮崎県都城市高城町大井手 2651 番地 1
TEL 0986-53-2102

(その他の研修に関する必要事項)

第27条 次の事項に該当する者は受講を取り消すことができる。

1. 受講申し込みに虚偽の内容があったとき
2. 学習意欲にかけ修了の見込みがないと認められるもの
3. 本研修あるいは事業者や実習施設の名誉を棄損し、または秩序を乱したとき
4. 研修の進行を妨げるなど迷惑行為を行い、指導にかかわらず改善の認められない時
5. 特別な理由がなく期日までに受講料の納付の無いもの
6. 受講継続意志がなく、退講届を出したもの
7. その他、事業者が不適切と認めたもの

(退講)

第28条 第 27 条各号により受講を取り消されるに至ったものは退講扱いとし、書面によりその理由を示し通知するとともに、退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第29条 事業者は、修了者を宮崎県知事に報告するとともに修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第30条 事業所は、第12条により修了者と認定した者に、介護保険法施行令第3条第1項に定める修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第31条 修了者のうち、修了証明書を破損または紛失したものは、当事業所の研修を修了したことを証明する書類を再交付する。その際の手数料は、1,000円とする。

(施行細則)

第32条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認めるときには、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は、平成27年6月14日から実施する。